

# 会員サービス／共済・福利制度

## ■各種共済制度一覧

皆様の経営に役立つ優れた制度をとりあつかっています。

いずれも当所を通じての加入が可能。会員だけが加入できる制度や保険料がお安くなる制度もあります。

小規模企業共済制度	事業主のための退職金制度（※詳細は後記参照）
中小企業倒産防止制度	万一の取引先倒産に対応する国の共済金貸付制度（※詳細は後記参照）
のんのこ共済制度	労災保険の上乗保険制度として最適（※詳細は後記参照）
特定退職金制度	従業員の退職金積立制度
中小企業PL保険制度	有利な製造物責任保険制度。（※詳細は後記参照）
個人情報漏えい賠償責任保険	個人情報保護法に対応した会議所会員のための制度。保険料会員割引20%
所得保障制度	病気やケガで仕事が出来なかった場合の収入減を補完する制度
ビジネス総合保険	事業活動リスクを幅広く総合的に補償する制度
業務災害補償プラン	業務災害リスクに対応する補償制度プラン（※詳細は後記参照）
各種保険制度	個人年金、ガン保険、終身保険、大型保障プラン etc

## ■小規模企業共済制度【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。運営は、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が行っているので安心です。

### ●制度の特色：

#### ①掛金は全額所得控除

掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様に控除できます。）

#### ②共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い

共済金は、税法上、一括共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

#### ③共済金は一括、分割又は一括と分割の併用

共済金の受取りは、一括、分割又は一括と分割の併用が選択できます。（ただし、分割又は一括と分割の併用の場合は一定の要件が必要です。）

#### ④貸付制度

加入者（一定の資格者）の方は、納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付け（一般貸付け・傷病災害時貸付け・創業転業時貸付け・新規事業展開等貸付け・福祉対応貸付け）が受けられます。

### ●加入資格と掛金：

#### ①加入できる方

- ・常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ・小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次のA・Bともに満たす方となります。

A 「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」

B 「事業の執行に対する報酬（専従者給与等）を受けている」

#### ②毎月の掛金

・毎月の掛金は、1,000円～70,000円（500円刻み）で加入後増額・減額できます。

・掛金は加入された方ご自身の預金口座振替で納付していただきます（半年払い、年払いもできます）。

### ●共済金等の支払：

解約する理由により受け取れる金額が大きく異なります。本制度の予定利率は1%ですが、これは事業の廃止や老齢給付（65歳以上で加入後15年以上掛金を納付した方が対象）を対象にした数字で、自己の都合によ

る任意解約の場合、加入後20年未満の方は掛金合計額を下回る金額しか受け取れないのでご注意ください。

## ■中小企業倒産防止(経営セーフティ)共済制度

### 【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

- 制度の特色：掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円の共済金貸付が受けられます。
- 加入できる方：中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方。(詳細はお問合せ下さい)
- 毎月の掛金：①毎月の掛金は、5,000円から200,000円まで、5,000円刻みで自由に選ぶことができます。
  - ②加入後増減額が出来ます。(但し、減額する場合は一定の要件が必要です)
  - ③掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。
  - ④掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人)に算入出来ます。
- 共済金の貸付け：本制度に加入後6ヶ月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛債権等(売掛債権・前渡金返還請求権)について回収困難な場合に共済貸付けが受けられます。なお、貸付けの請求が出来る期間は倒産発生日から6ヶ月以内です。
  - ①倒産(取引先事業者に、以下のいずれかの事態が発生した場合を「倒産」)
    - ・破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申し立てがされた場合
    - ・手形交換所に参加する金融機関によって、取引停止処分を受けた場合
    - ・私的整理(一定の条件を満たすもの(※1))について、弁護士等から支払停止の通知があった場合
  - ※1 共済契約者の取引先事業者から売掛金債権等に係る債務の整理の委託を受けた弁護士又は認定司法書士(法務大臣の認定を受けた司法書士であって、訴訟の目的となる物の価額が140万円を超えない請求事件訴訟等について代理業務を行うことができる司法書士)が共済契約者に対して書面により支払を停止する旨の通知を行った場合に限りです。
    - 注意事項：「夜逃げ」「私的整理(一定条件を満たさないもの)」などは倒産には含まれません。
  - ②売掛金債権等
    - 回収が困難になった被害額は、売掛金債権と前渡金返還請求権をいいます。貸付金や融通手形、不動産賃貸料などは対象となりません。また、倒産した取引先事業者に対して買掛金などの債務がある場合は被害額と相殺されます。
- 共済金の貸付条件：無担保・無保証人・無利子です。
  - 返済期間は5～7年(据置期間6ヶ月)で貸付元金について毎月均等償還です。
  - (※共済金の貸付を受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消失します。)

## ■のんのこ共済(諫早商工会議所会員共済制度)

- 制度の特色：①掛金は、法人企業では全額損金、個人企業も社員を対象とする場合は必要経費に算入できます。
  - ②24時間、業務内外を問わず保障します。
  - ③団体加入による「規模の利益」で、割安な掛金で幅広い保障を実現。
  - ④1年更新で医師の審査は必要ありません。(自動更新方式)
  - ⑤毎年収支計算し剰余金があれば契約者配当金をお支払いします。
  - ⑥下記給付内容以外に当所独自の「見舞金・祝金制度」があります。

●年齢別月額掛金

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口
15歳～60歳	男性	1,100円	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円
	女性					
61歳～65歳	男性	1,953円	3,906円	加入対象外		
	女性	1,216円	2,432円			
66歳～70歳	男性	2,793円	5,586円			
	女性	1,542円	3,084円			
71歳	男性	3,502円	7,004円			
	女性	1,917円	3,834円			
72歳	男性	3,768円	7,536円			
	女性	2,069円	4,138円			
73歳	男性	4,129円	8,258円			
	女性	2,264円	4,528円			
74歳	男性	4,522円	9,044円			
	女性	2,472円	4,944円			
75歳	男性	4,959円	9,918円			
	女性	2,707円	5,414円			
76歳(継続のみ)	男性	5,439円	10,878円			
	女性	2,961円	5,922円			
77歳(継続のみ)	男性	5,964円	11,928円			
	女性	3,244円	6,488円			
78歳(継続のみ)	男性	6,516円	13,032円			
	女性	3,602円	7,204円			
79歳(継続のみ)	男性	7,127円	14,254円			
	女性	3,994円	7,988円			
80歳(継続のみ)	男性	7,805円	15,610円			
	女性	4,424円	8,848円			
81歳(継続のみ)	男性	8,551円	17,102円			
	女性	4,906円	9,812円			
82歳(継続のみ)	男性	9,379円	18,758円			
	女性	5,442円	10,884円			
83歳(継続のみ)	男性	10,412円	20,824円			
	女性	6,059円	12,118円			
84歳(継続のみ)	男性	11,556円	23,112円			
	女性	6,746円	13,492円			
85歳(継続のみ)	男性	12,812円	25,624円			
	女性	7,518円	15,036円			

●保障内容

給付内容	1口	2口	3口	4口	5口
不慮の事故による死亡	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
上記以外の事由により死亡	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
不慮の事故による高度障害	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
傷害または疾病による高度障害	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
不慮の事故による入院	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき

(日帰り入院から保障・60日限度)	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円
ガンで1日以上入院 (日帰り入院から保障・1年に1回限度)	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円
6大生活習慣病で1日以上入院 (日帰り入院から保障・1年に1回限度)	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
ガン治療の先進医療による療養	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	250,000円

## ■ 中小企業PL保険制度

**(商工会議所会員は保険料が最大50%割引!)**

### (補償内容)

貴社が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、物損事故が発生し、加入期間中に貴社に対して損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や訴訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

### (特徴)

- ★中小企業のための専用商品設計による割安な保険料!!
- ★全国で6万件を超える引受実績!!
- ★製造業だけではなく、販売業、飲食業、工事業など幅広い業種が対象

### (過去のお支払い事例)

#### <製造業>

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。 **損害額: 約6,700万円**

#### <飲食業>

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。 **損害額: 約1,400万円**

## ■ 業務災害補償プラン

**(商工会議所会員は保険料が最大50%割引!)**

本制度は、会員事業所の経営者・役員・従業員の業務災害リスクに対応する補償に、全国商工会議所のスケールメリットを活かし、低廉な保険料でご加入いただける制度です。

### ●本制度の主な特徴

1. 業務中に被ったケガにつき、労災保険の給付決定を待たずに保険金が受け取れます。  
【一般傷害保険部分】
2. 業務中の天災（地震・噴火・津波等）によるケガも補償対象。
3. 保険料水準は、一般の加入より最大約55%割引（一般傷害保険部分に適用）。
4. 売上と業種に基づいて保険料を算出。
5. 従業員等の人数報告は不要。パート・アルバイト・派遣社員といった非正規雇用労働者も補償対象。

※本制度の提携保険会社：東京海上日動火災保険株式会社、株式会社損害保険ジャパン

※本プランは、日本商工会議所を契約者とする商工会議所会員向けの一般傷害保険と労働災害総合保険（使用者賠償責任保険）がセットされた団体契約の概要について紹介したものです。保険の内容は、業務災害補償プランのパンフレットをご覧ください、ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明』を良くお読み下さい。